

# 中部地方下水道協会規則

総会議決	昭和 39 年 11 月 28 日
一部改正	昭和 61 年 5 月 29 日 (6 条・7 条・8 条・8 条の 2)
一部改正	昭和 63 年 5 月 31 日 (3 条・4 条・4 条の 2・4 条の 3・5 条・7 条・8 条・ 8 条の 2・9 条・11 条・12 条・14 条・15 条)
一部改正	平成 4 年 5 月 28 日 (1 条・4 条・4 条の 2・4 条の 3・5 条・10 条・13 条)
一部改正	平成 22 年 5 月 27 日 (1 条・2 条・3 条・4 条・4 条の 2・4 条の 3・5 条・ 6 条・7 条・8 条・8 条の 2・9 条・10 条・11 条・12 条・ 13 条・14 条・15 条・16 条・17 条)
一部改正	平成 23 年 5 月 25 日 (5 条・5 条の 2・7 条)
一部改正	平成 26 年 5 月 22 日 (4 条)

(名称)

第 1 条 当協会は、中部地方下水道協会（以下「協会」という。）と称する。

(定義)

第 2 条 協会の区域（以下「区域」という。）は、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、福井県、静岡県、三重県及び愛知県とする。

(事務所の位置)

第 3 条 協会は、事務所を会長の所在地に置く。

(目的)

第 4 条 協会は、区域内において、下水道事業を推進するため、公益社団法人日本下水道協会（以下「日本下水道協会」という。）及び区域内県下水道協会（以下「県下水道協会」という。）と連携しながら協会の会員相互の広域的な連携及び情報交換を図るとともに、当該事業に係る諸般の調査研究その他必要な事業を行うことを目的とする。

(会員の種類)

第 5 条 協会の会員は、正会員、パートナー会員及び特別会員とする。

2 正会員は、一種正会員及び二種正会員とする。

(会員の資格)

第 5 条の 2 会員の資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一種正会員 区域内において日本下水道協会の一種正会員であるもの
- (2) 二種正会員 区域内において日本下水道協会の二種正会員であるもの
- (3) パートナー会員 下水道事業に密接な関係があり、協会の目的達成に協力する団体で、区域内に事業所等を有するもの
- (4) 特別会員 下水道事業の経営又は下水道の技術に関心を有する団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人として入会が認められたもの

(入会の申込み)

第 5 条の 3 会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書により第 7 条第 1 項第 1 号に定める会長（以下「会長」という。）に申し込み、第 15 条に定める役員会（以下「役員会」という。）の承認を得なければならない。

(会費)

第 6 条 会員は、協会の事業を遂行するため、年度ごとに細則所定の会費（以下「会費」という。）を納入しなければならない。

2 会費は、年度の 6 月 30 日までに納入しなければならない。

3 年度途中で入会した会員は、会長が指定した期日までに会費を納入しなければならない。この場合において、入会した日がその年度の定時総会終了日より後であったときは、会費を半額と

する。

4 会員は、年度途中で退会し、又は除名された場合においても、当該年度の会費を納入しなければならない。

(役員)

第7条 協会に次の役員を置く。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 会長                 | 1名  |
| (2) 理事（県下水道協会会長が指定する者） | 9名  |
| (3) 理事（前号以外のもの）        | 若干名 |
| (4) 監事                 | 2名  |

2 会長、理事（前項第3号の理事に限る。）及び監事は、第11条に定める定時総会において当該役員を輩出すべき正会員を選出するものとし、その正会員が指定する者が当該役員に就任するものとする。ただし、監事は、他の役員を兼任することができない。

(役員職務等)

第8条 会長は、協会の会務を掌理し、協会を代表する。

2 監事は、協会の会務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、その終期は、選任された年の翌々年の定時総会終結の日とする。

(欠員の補充)

第10条 役員に欠員を生じた場合には、補欠者を選任する。ただし、理事又は監事に欠員が生じた場合で、会長において業務執行上支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により選任されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 協会総会（以下「総会」という。）は、次の各号に掲げる事項のほか協会の組織、運営、管理その他協会に関する一切の事項について議決をすることができる。

- (1) 協会規則又は細則を変更すること
- (2) 歳入及び歳出予算を定めること
- (3) 決算を認定すること
- (4) 日本下水道協会の総会に提出すべき事項
- (5) その他特に重要と認められること

2 総会は、定時総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

3 定時総会は、毎年1回開くものとする。

4 臨時総会は、正会員の3分の1以上からその目的を示して会長に請求があったとき又は会長が特に必要と認め役員会の承認を得たときに開くことができる。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、開催地代表とする。

3 会長は、総会を招集するときは、開催日の5日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(総会の決議)

第13条 総会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第11条第1項第1号に掲げる事項については、正会員の2分の1以上の者が出席し、その3分の2以上の者の同意がなければならない。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって採決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合における前項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決事項の報告)

第14条 総会において、日本下水道協会の総会に提出すべき事項が決定したときは、会長は事項ごとに提案の理由を付し、日本下水道協会会長に提出するものとする。

(役員会)

第 15 条 役員会は、役員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他会務執行上の重要事項

2 役員会は、総会で議決すべき事項がある場合において、緊急を要するため総会を開くことが困難なときは、総会に代わりこれを議決することができる。ただし、第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる事項については、この限りでない。

3 前項の規定に基づき議決した事項は、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(役員会の招集)

第 16 条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は会長とする。

3 会長は、役員会を招集するときは、開催日の 5 日前までに役員に通知しなければならない。ただし、急を要するときはこの限りでない。

(事業年度)

第 17 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(委任)

第 18 条 この規則の施行について必要な事項は、役員会にはかり会長が定める。

附 則

この規則は、昭和 39 年 11 月 28 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 61 年 5 月 29 日（第 23 回定時総会の日）から施行する。

附 則

この規則は、昭和 63 年 5 月 31 日（第 25 回定時総会の日）から施行する。

附 則

この規則は、平成 4 年 5 月 28 日（第 29 回定時総会の日）から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 5 月 22 日（第 51 回定時総会の日）から施行する。

## 中部地方下水道協会細則

総会議決 平成 23 年 5 月 25 日  
 一部改正 平成 26 年 5 月 22 日 (1 項・2 項・3 項)  
 一部改正 平成 30 年 4 月 1 日 (1 項・2 項・3 項)

- 1 一種正会員の会費（1 年度当たりのものとする。以下同じ。）は、市町村等及び県の区分により、次の各号に掲げる額の合算額とする。

なお、この場合の人口及び総有収水量は、前年度の公益社団法人日本下水道協会の会費算定の基礎となった、数値を適用するものとする。

(1) 市町村等

ア 人口割額

級	人 口 区 分		金 額
1 級	200 万人以上		334,000 円
2 級	100 万人以上	200 万人未満	265,000 円
3 級	75 万人以上	100 万人未満	179,000 円
4 級	50 万人以上	75 万人未満	108,000 円
5 級	30 万人以上	50 万人未満	68,000 円
6 級	25 万人以上	30 万人未満	67,000 円
7 級	20 万人以上	25 万人未満	61,000 円
8 級	15 万人以上	20 万人未満	41,000 円
9 級	10 万人以上	15 万人未満	38,000 円
10 級	8 万人以上	10 万人未満	14,000 円
11 級	5 万人以上	8 万人未満	13,000 円
12 級	5 万人未満		7,000 円

(注) 地方公共団体の組合である場合は一律に 12 級適用とする。

イ 有収水量割額

終末処理場における年間汚水処理水量のうち、総有収水量を対象とし、次の表に定める基準により算定した額とする。

年 間 総 有 収 水 量		水 量 単 位 等	単 価 等
100 千立方メートルまで		定 額	289 円
100 千立方メートルを超え	1,000 千立方メートルまで	100 千立方メートルまでにつき	289 円
1,000 千立方メートルを超え	10,000 千立方メートルまで	100 千立方メートルまでにつき	176 円
10,000 千立方メートルを超え	100,000 千立方メートルまで	100 千立方メートルまでにつき	88 円
100,000 千立方メートルを超えるもの		100 千立方メートルまでにつき	32 円

(2) 県

ア 人口割額

級	人 口 区 分		金 額
1 級	500 万人以上		169,320 円
2 級	200 万人以上	500 万人未満	127,280 円
3 級	100 万人以上	200 万人未満	91,830 円
4 級	100 万人未満		47,510 円

イ 有収水量割額

終末処理場における前々々年度の流域関連の有収水量の年間合計水量を対象とし、流域関連の有収水量の年間合計水量区分により、次の表に定める額とする。

級	流域関連の有収水量の年間合計水量	金額
1	150,000 千立方メートル以上	128,930 円
2	85,000 千立方メートル以上 150,000 千立方メートル未満	90,410 円
3	50,000 千立方メートル以上 85,000 千立方メートル未満	58,620 円
4	35,000 千立方メートル以上 50,000 千立方メートル未満	38,480 円
5	25,000 千立方メートル以上 35,000 千立方メートル未満	29,360 円
6	10,000 千立方メートル以上 25,000 千立方メートル未満	14,380 円
7	10,000 千立方メートル未満	7,490 円

2 二種正会員の会費は、次に定める額とする。

1 級 年額 9,900 円（設立母体が国等の会員）

2 級 年額 7,900 円（設立母体が地方公共団体等の会員）

3 パートナー会員の会費は、次に定める額とする。

なお、等級については、当該パートナー会員が公益社団法人日本下水道協会の賛助会員である場合にあっては前年度（入会年度においては当該年度）の公益社団法人日本下水道協会の会費等級を適用するものとし、公益社団法人日本下水道協会の賛助会員でない場合にあっては、一律に3級を適用するものとする。

特級 年額 27,000 円

1 級 年額 20,300 円

2 級 年額 13,500 円

3 級 年額 6,800 円

4 特別会員は会費の納入を要しない。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成 23 年 5 月 25 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 この細則の規定は、適用日から平成 23 年 6 月 30 日までの間、日本下水道協会中部地方支部に適用する。この場合において、この細則の規定中「中部地方下水道協会細則」とあるのは、「日本下水道協会中部地方支部細則」と読み替えるものとする。

3 この細則の規定に関わらず、当分の間、次の各号に掲げる場合の会費については、当該各号に定める会費を適用する。

(1) 市町村のうち、この細則の規定に基づく人口割額が前年度の人口割額（会費改定初年度の場合には、均等割額、人口割額及び前年度の日本下水道協会会費の基本額の 15% の請求額を合計した額とする。以下この号において同じ。）を超える場合 前年度の人口割額

(2) 県のうち、この細則の規定に基づく有収水量割額が前年度の有収水量割額（会費改定初年度の場合には、前年度の日本下水道協会会費の調整額とする。以下この号において同じ。）を超える場合 前年度の有収水量割額

（日本下水道協会中部地方支部細則の廃止）

4 日本下水道協会中部地方支部細則（昭和 39 年 11 月 28 日総会決議）は、廃止する。

（日本下水道協会中部地方支部細則の一部を変更する細則の廃止）

5 日本下水道協会中部地方支部細則の一部を変更する細則（昭和 22 年 5 月 27 日総会決議）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 26 年 5 月 22 日（第 51 回定時総会の日）から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

# 中部地方下水道協会表彰規程

総会議決 昭和 41 年 7 月 29 日

一部改正 平成 4 年 5 月 28 日 (2 条)

一部改正 平成 22 年 5 月 27 日 (1 条・2 条・3 条)

第 1 条 当協会は、次の各号の 1 に該当する者を、役員会の選考を経て、会長がこれを表彰する。

(1) 功労賞 下水道の普及発達について、特にその功績の著しい者。

(2) 勤続賞 満 20 年以上下水道事業に従事し、その勤務成績良好な者。

第 2 条 前条の表彰をうける者は、当協会所属会員とする。但し、前条第 2 号の勤続賞は協会一種正会員に限るものとする。

第 3 条 表彰は毎年 1 回協会総会においてこれを行う。

附 則

この規程は、昭和 41 年 7 月 29 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 4 年 5 月 28 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。